

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	平成31年3月13日(水) 午前10時		
開 会 場 所	41会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前10時55分
教 育 長	尾崎 智		
出 席 委 員	尾崎 まゆみ 高須 京子 平岡 将暢 武内 基亘		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 内藤貴久、教育庶務課長 原田高行、学校教育課長 木下直人、教育庶務課主幹 石川 裕、生涯学習課長 筒井清人、スポーツ課長 鈴木良浩、文化振興課主幹 石川浩治、図書館長 今井聡子、教育庶務課主任主査 木下政之、教育庶務課主査 判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議 議案第8号 西尾市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程について 【教育庶務課】 議案第9号 西尾市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について【教育庶務課】 議案第10号 西尾市私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正について【教育庶務課】 議案第11号 西尾市立学校管理規則の一部を改正する規則について【学校教育課】 議案第12号 西尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定める規則の全部を改正する規則について【学校教育課】 議案第13号 西尾市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について【学校教育課】 議案第14号 西尾市就学援助制度の見直しについて【学校教育課】 議案第15号 西尾市文化財の現状変更について【文化振興課】 議案第16号 西尾市立学校教育振興大嶽基金に関する条例の一部改正について【学校教育課】 議案第17号 西尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について【学校教育課】</p> <p>5 その他 (1) 教職員の業務改善について【学校教育課】 (2) 総合体育館及び中央体育館駐車場の増設について【スポーツ課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 9件</p>		

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。</p> <p>本日は定例会傍聴の申し出が1名からありました。</p> <p>西尾市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴の許可をいたしましたのでご承知ください。</p> <p>それでは議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	1 会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、尾崎委員、平岡委員 を指名します。
	2 前回会議録の承認
教育長	<p>前回定例会及び2月と3月臨時会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会及び臨時会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	3 報告事項
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>弥生3月、春を告げる東大寺二月堂のお水取りも昨日行われました。今年は、雪の舞う日もほとんどなく、穏やかな春の日差しを満喫でき、とてもうれしい日が続きます。</p> <p>今日は、本年度最後の定例教育委員会となりました。委員の皆様には、この1年間、大変ご多用の中、多くの行事や諸活動にご出席いただき、ご支援、ご協力をいただきました。充実した1年を終えることができ、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>本日は、別に配布しました校長会議の挨拶文に付け加えながら、2点を報告させていただきます。</p> <p>1点目は、5日に行われました中学校の卒業証書授与式についてであります。</p> <p>各校とも、9年間の義務教育の最後を飾るにふさわしい感動的な式が挙行されました。10校合わせて、1,666名の生徒が義務教育を修了し、学び舎を巣立っていきました。委員の皆様にもご臨席いただき、温かい励ましの言葉をありがとうございました。</p> <p>とりわけ佐久島中学校は、この学校名としては最後の卒業式となりました。来年度は9年間の児童生徒が集う卒業式になります。さらに大きな感動となることでしょう。</p> <p>20日には、小学校の卒業式が予定されております。こちらにつきましてもよろしく願いいたします。</p> <p>2点目は、この1年を振り返っての思いを3点報告させていただきます。</p> <p>一つは、念願の県立特別支援学校及び新学校給食センターの建設地が正式に決まり、造成工事に入る運びとなりました。特別支援学校については、県の施設ですが、今後、実施設計、校舎建築と進む中で、西尾市の要望が少しでもかなえられるよう</p>

	<p>協議を進めてまいります。新給食センターにつきましては、昨年度、委員の皆様にも先進施設を視察していただき、貴重なご意見をいただきました。アレルギー対応など子供たちの安心・安全を第一に、そして、食育の充実を図れる施設として建築を進めてまいります。</p> <p>二として、佐久島小・中学校を廃止して、9年間の義務教育学校の設立が決まりました。通常なら2, 3年かかることを1年の準備で開校することができました。島民の熱い思い、そして、保護者をはじめ、委員の皆様、ご協力いただきました方々に感謝で一杯です。この新しい義務教育学校の学びが新しいモデルの学校となり、他へ波及することを願っています。</p> <p>三として、学校教職員の育ちをうれしく思います。若手教員が年々増加する中、中堅、ベテランとうまく融合し、確かな指導力が身に付いています。学校訪問や研究発表会での授業を参観しても確実にレベルアップしていると感じます。また、幸いにも教職員の不祥事や子供たちの大きな事故や問題行動もなく、1年を終えることができそうです。今後も、学校が安全・安心な場で、楽しい学び舎であり続けることを期待するところです。</p> <p>ただ、一方で、教員の働き方改革の改善が進んでいません。次年度の大きな課題となって残ってしまいました。教員自身の意識改革はもちろんですが、保護者、地域と十分連携し、課題の解決に向け、努力していきたいと考えています。もう一つ、不登校児童生徒の増加が残念です。全国的な傾向と言え、この対策を早急に進めなければなりません。</p> <p>最後になりましたが、このメンバーでの教育委員会会議も最後となりました。年度末の人事異動で次年度はまた違う構成員での会議となります。また、私自身も最後の教育委員会会議です。人員が変わっても西尾市の教育、全てにわたっての充実を願うことは一致した考えです。ぜひ、次年度も西尾市教育委員会のさらなる活性化に向け、ご尽力いただきますようお願いしまして教育長報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>続きまして（2）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（2）教育部長報告</p> <p>私からは、現在開会中の西尾市議会3月定例会について、先月に続き、ご報告させていただきます。</p> <p>施政方針に対する質問の中で、至誠クラブの山田慶勝議員の代表質問における「小学校プールについて」と、一般質問の中で、中村眞一議員による「PFI事業の今後について」につきましては、一部新聞報道されているように、答弁内容などが少し話題になりましたが、全体的にはきちんと答弁が出来たと感じております。</p> <p>なお、関係議案につきましては、8日の文教委員会に付託され、すべての議案について、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決しました。</p> <p>最終的には、22日の最終日に採決が行われ、決定することになります。</p> <p>また、22日の最終日には、関係分として2議題を提出します。</p> <p>1つ目は、教育長の任期満了に伴う「西尾市教育委員会教育長の任命の同意について」で、当初の議案提出に間に合わなかったため、追加提出するものでございます。</p> <p>2つ目は、補正予算の追加計上を行うもので、「小学校3校の体育館の非構造部材耐震化対策工事」に要する経費の追加です。</p>

	<p>国の補正予算に伴い追加するもので、予算上は来年度に繰り越しますが、工事としては予定通り来年度実施してまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>議案第8号 西尾市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程について提案理由の説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただ今議題となりました議案第8号、「西尾市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。</p> <p>来年度、市長部局においては、行政組織改革による組織の事務分掌の見直し及び組織名の変更が予定されております。</p> <p>そのため、今回の一部改正の主な理由といたしましては、この行政組織改革による組織名の変更に伴い、部長名等を改めるものであり、市長部局との整合性を図るものでございます。</p> <p>議案第8号4分の1ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>こちらの新旧対照表が見やすので、こちらで説明します。</p> <p>右表の改正前、別表第1における「決裁事項」欄の「臨時職員の雇用及び解雇」の項をご覧ください。今回の改正で、解雇の表記部分を退職に改めます。</p> <p>こちらについては、西尾市決裁規程に併せ、今回、改めるものです。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>右表の改正前、項中の「企画部長」の表記が2か所ありますが、「総合政策部長」に改めます。</p> <p>来年度の西尾市行政組織等の改革に伴い、市長部局と整合性を図るため、部長名等の名称を改めるものです。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>こちらにつきましても同じく「企画部長」から「総合政策部長」に名称を改めるものです。</p> <p>以上、議案第8号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようですから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続きまして、議案第9号 西尾市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました議案第9号、「西尾市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。</p> <p>この一部改定につきましても、さきほどの議案第8号と同じく、市長部局における行政組織改革に伴い、部名の名称を改めるもので、市長部局との整合性を図るも</p>

	<p>のでございます。</p> <p>議案第9号1分の1ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>右表の改正前、「地域振興部」の表記が2か所ありますが、左表の改正後のとおり「市民部」に改めます。</p> <p>以上、議案第9号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようですから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続きまして、議案第10号 西尾市私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正について提案理由の説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました、議案第10号私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正についてご説明申し上げます。</p> <p>議案第10号資料をご覧ください。</p> <p>前回の教育委員会2月定例会にてご説明したとおり、子供の貧困対策の手段として、補助金額の見直しを行い、低所得者層に対して補助金額の増額を実施するため、要綱の一部改正を行うものでございます。</p> <p>資料の裏面、「新旧対照表」2分の1ページをご覧ください。</p> <p>下段、第4条をご覧ください。この第4条「補助金の額」が、今回の主な改正点となります。</p> <p>改正前では、補助金の学を、「一学年につき12,000円とする」としておりますが、改正後においては、愛知県が用いている所得区分に応じて、補助金の額を10,000円、12,000円、24,000円とし、低所得者層へより多く補助金額を支給するものに改めます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p> <p>下段の附則において、今回の改正は、平成31年4月1日から施行すると定めております。</p> <p>以降の資料は補助金交付要綱となります。</p> <p>以上、議案第10号私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく、ご審議くださるようお願い致します。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
平岡委員	<p>改正案の附則の2にあります、「要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え」とあります。先般ご案内もありましたが、国が私立高校授業料の無償化の検討が具体的になされております。</p> <p>国で制度設計がなされた場合には、5年といわず直ちに本制度の改正を検討するということではよろしいでしょうか。</p>
教育庶務課長	<p>国の改正内容にもよりますが、学校によっては授業料の金額が違いますので、動</p>

	向を見ながら検討していきたいと思っています。
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	引き続きまして、議案第11号 西尾市立学校管理規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、議案第11号西尾市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。</p> <p>本市におきましては4月1日から、義務教育学校が設置され、新たに副校長の職が置かれます。それに伴い、規則の一部を改正したいとするものでございます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。具体的には、第1条中の、「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改めるものでございます。</p> <p>また、第11条を新に加え、これまでの第11条2項中「校長」の次に(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)を加えるものでございます。</p> <p>以上、提案理由でございます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	引き続きまして、議案第12号 西尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定める規則の全部を改正する規則について提案理由の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました。議案第12号西尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定める規則の全部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。</p> <p>この規則は義務教育学校設置に伴う改正と土地区画整理事業に伴う町名及び字の区域の制定により改正するものでございます。</p> <p>具体的には、佐久島しおさい学校が、幡豆中学校の後ろに記載され、これまで途中にありました、佐久島小学校、佐久島中学校の欄が削除されております。</p> <p>また、新旧対照表の平坂小学校の欄をご覧ください。一行目に「平坂吉山一丁目」続いて「平坂吉山二丁目」が加わっております。土地区画整理事業による町名の制定でございまして、平坂中学校区に多くあるものでございます。</p> <p>その他、平成23年3月の改正以後の調整もしておりますので、他の地区でも変更点がございます。</p> <p>以上、提案理由でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>

	ます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
高須委員	備考欄に、「戸ヶ崎一丁目」は自由選択通学域とし、八ツ面小学校へ通学できるものとする、とありますが、その他の地域でこのように自由選択通学域として決められているところがありますか。
学校教育課長	米津地内で新渡場の子供達の中で一部が鶴城小学校に行くことができる地域があります。
高須委員	その選択は住んでいる位置や学校の近い方、そういうのは関係なく自分で行きたい側へ行くということによろしいですか。
学校教育課長	例えば鶴城小学校へ行く米津地区のことで申し上げますと、本来は米津小学校へ行く子供達の地域でございます。ただ、米津橋を渡るということと、距離的に鶴城小学校の方が近いという子に限りまして、そちらに行くことができるということになっています。
平岡委員	今回、土地区画整理事業に伴う町名字名の変更によるとのことですが、直近の区画整理の換地まで反映されているということによろしいでしょうか。
学校教育課長	直近の、と申しますと、つい先日というところまでは具体的には認識しておりませんが、現在私共が掴んでおります部分を変更しております。
平岡委員	具体的にどこまで反映されているのですか。
学校教育課長	申し訳ございません、詳しい日にちについては把握しておりません。
教育長	今後、今回出されたところと、新たな町名等の変更があれば、その都度この規則の変更をしていかなければなりませんので、わかったところで教育委員会に諮って、新たな町名を入れるなどさせていただきたいと思っております。
学校教育課長	今回土地区画整理事業で大きく変更したところを入れておりますが、実は前回の改正が平成23年の3月でございまして、本来、毎年改正していくものでございます。今後、毎年見直していきたいと考えています。
教育部長	補足でございます。こちらについては、正式には県の告示がされて初めて有効となるものでございますので、きちんと県の告示の内容を見極めて規則改正を今後はしっかり行っていきたいと思っております。今回全面改正という形をとっておりますが、本来であればその都度修正をしていくべきだと思っております。
教育長	他に質疑もないようですから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第12号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。
教育長	引き続きまして議案第13号 西尾市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について及び議案第14号 西尾市就学援助制度の見直しについては関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました議案第13号 西尾市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、及び議案第14号 西尾市就学援助制度の見直しについて、一括で提案理由を申し上げます。 こちらの議案はいずれも、西尾市就学援助制度の見直しに関するものでございま

	<p>す。</p> <p>見直しの内容につきましては、前回2月の教育委員会定例会でご説明いたしましたが、議案第14号の裏面にございますとおり、2点ございます。</p> <p>1つ目は、就学援助の認定基準の一つである「所得判定」をする際に用いる「基準額に乗ずる倍率」を引き上げるものでございます。現在の「1.05倍未満」から「1.3倍未満」に引き上げたいものでございます。</p> <p>2つ目は、「援助費目」に「体育実技用具費」を追加するものでございます。</p> <p>現在は、ご覧のとおり11の援助費目を設けておりますが、国が規定する要保護児童生徒援助費補助金の対象品目に合わせるため、「体育実技用具費」を追加したいというものでございます。</p> <p>議案第13号の西尾市就学援助費事務取扱要綱の一部改正につきましては、この見直し及びそれに関連して字句の見直し等をするために一部改正をするものでございます。</p> <p>「所得判定」の際に用いる「基準額に乗ずる倍率」につきましては、内部基準としているため、この要綱においては示しておりませんが、「援助費目」に追加する「体育実技用具費」につきましては、第3条第3項に追加しております。</p> <p>以上、議案第13条及び議案第14条の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
尾崎委員	就学援助費というのは、それぞれによって支給される金額は違うのでしょうか。
学校教育課長	それぞれの費用、例えば給食費などいろいろなものがありますが、その費用に対して支払っていきますので、子供によって費用は違ってまいります。
武内委員	改正後の第2条のコ、「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育員会が特に認める者」とありますが、改正により今後、具体的にどのように判断されるのかお聞きしたいと思います。
学校教育課長	新旧対照表の2条で申し上げますと、新のアからケまでの項目につきましては、申請用紙に証明書を付けて申請するものになっています。そして旧のイの(ア)から(オ)までが省略されて、新のコになっています。この部分につきましては、証明するものではなく、すべて所得基準から判断するものであるため、個々の内容については不要となってまいりました。イの(ア)から(オ)につきましてはコで要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者と所得基準から判断をしていくというものでございます。
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続き、議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p>

	ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。
教育長	引き続きまして、議案第15号 西尾市文化財の現状変更について提案理由の説明をお願いします。
文化振興課主幹	<p>ただいま議題となりました議案第15号「西尾市文化財の現状変更について」の説明をいたします。議案第15号の資料2枚目をご覧ください。</p> <p>本案は、西尾市指定文化財の実相寺の三河クロマツ群落について一部樹木の伐採を行うことによる現状変更でございます。</p> <p>この案件は、平成31年2月26日付けで教育委員会宛に「現状変更等許可申請書」が提出されました。それに先立ち、2月22日の西尾市文化財保護委員会において事前審議され、資料4枚目のとおり委員会より、意見をいただいております。西尾市文化財保護条例第11条第1項により、「現状変更等をする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない」とされているため、意見を添えて皆様にお諮りするものです。</p> <p>現状変更の内容について説明させていただきます。資料3枚目をご覧ください。</p> <p>市指定文化財実相寺方丈の保存修理に際して影響があるとされる三河クロマツ1樹を伐採するものでございます。</p> <p>松の位置は方丈の前で今回伐採を予定している松と赤丸で囲んでいる松です。松の写真を右下に二枚掲載してあります。</p> <p>以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議下さいますようお願い致します。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	引き続きまして、議案第16号 西尾市立学校教育振興大嶽基金に関する条例の一部改正について提案理由の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました議案第16号西尾市立学校教育振興大嶽基金に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>改正内容につきましては、第2条、第4条及び第5条中の「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改めるものでございます。</p> <p>最後に附則でございますが、平成31年4月1日から施行したいとするものでございます。なおこの改正により、内容が変更されるものではございません。</p> <p>以上、議案第16号の提案理由でございます。</p> <p>本条例案は、3月22日の西尾市議会最終日に議決をいただくことにより改正される予定となっております。西尾市教育委員会でのご審議が遅くなりましたこと誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

	<p>これより議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続きまして、議案第17号 西尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について提案理由の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、議案第17号西尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>本案は、いじめ防止対策推進法第12条の規定により、市が設置する、いじめ防止などのための対策に係る組織について必要な事項を定めたいとするものでございます。</p> <p>本条例は、全4章及び全23条と附則からなっております。</p> <p>第1章は総則で、趣旨の規定と、この条例制定の理由を明らかにしたものでございます。</p> <p>第2章は、「西尾市いじめ問題対策連絡協議会」の設置についての規定で、第2条から第8条までの規定からなっております。</p> <p>第3章は、「西尾市いじめ問題調査委員会」の規定で、第9条から第16条までの規定からなっております。</p> <p>第4章は、「西尾市いじめ問題再調査委員会」の規定で、第17条から第23条までの規定からなっております。</p> <p>最後に附則でございしますが、平成31年4月1日から施行したいとするものでございます。</p> <p>通常、いじめに関する情報提供や指導・支援の協議は「西尾市いじめ問題対策連絡協議会」で行われます。重大事態に発展した案件については、「西尾市いじめ問題調査委員会」が設置され、調査を行います。</p> <p>ここまでは、教育委員会の附属機関ですが、再調査の必要が生じたときは、市長の指示を受けて「西尾市いじめ問題再調査委員会」を市長部局に設置します。その調査結果は議会に報告される流れとなります。</p> <p>以上で、提案理由でございします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本条例案も、議案第16号と同じく、3月22日の西尾市議会最終日に議決をいただくことにより制定される予定となっております。西尾市教育委員会でのご審議が遅くなりましたこと誠に申し訳ありませんでした。重ねてお詫び申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようですから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>

教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1) 教職員の業務改善について説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>その他議題(1)資料について、ご説明いたします。</p> <p>働き方改革を受け、西尾市立学校の教職員が心身ともに健康な状態で子供とともに活動できることを大切にするために、教職員の業務改善を目指すものでございます。</p> <p>今回の取組は大きく2つの内容としています。</p> <p>1つ目は、対外的に学校業務を行わない日の設定です。愛知県教育委員会が設定する夏季休業中の「会議・行事を行わない機関」に合わせて設定するものでございます。</p> <p>2つ目は、電話の受信を控える時間帯の設定です。</p> <p>児童生徒の下校後に、集中して授業準備や事務処理を行うために設定するものです。この時間帯は学校の実情によって異なりますので、各学校が検討することとなります。</p> <p>以上の取組を平成31年度から実施予定でございますことを申し上げて、その他議題(1)の説明といたします。よろしくご説明いたします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
平岡委員	<p>これまでなかったことですから、ぜひ運用する際は保護者の方々にはしっかり周知をしていただくようお願いしたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>保護者の皆様宛の文書をきちんと作成いたしまして、教育委員会名、学校名で周知をしてみたいと思います。</p>
教育長	<p>1番の期間であります、31年度は8月13日から16日という日にちが記載されていますが、実質的にはその前後の土曜日、日曜日、あるいは祝日を含めて9日間と考えるのか、土曜日と日曜日を取り外して考えるのか、教育委員会としてどのような方針とするということでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>この期間の前の土曜日、日曜日につきましては、教員の勤務を要しない日でございますので、対外的な業務は行っておりません。その前提でこの提案を申し上げます。</p>
武内委員	<p>期間がちょうどお盆の時期になるのですが、年度末は休んでいるという認識の中でこのような文章になったということでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>年度末につきましては、年度末休業等は勤務を要しない日でございますので、対外的業務を行っておりません。ただ、ここは、対外的業務を行いませんが、勤務を要しない日ではないので、勤務をしている教員もいます。全員の教員はここで休みなさいというものではございませんので、教員が休む場合は年次休暇を取得して休むというものでございます。中には年次休暇を取らずに仕事をする教員もいるという認識をしております。</p>
教育長	<p>補足させていただきます。</p> <p>対外的にこうしたことが全国的にも出てきて、閉庁日という名前を使っているところが多いわけですが、岐阜市の例でいいますと、もっと長い期間で閉庁日を作っておりますが、実質は勤務を要する日なので、年休を取って休んでも良いし、勤務をしてもいい、ただ、対外的な電話をとるなどのことは一切しない、部活動等の指</p>

	<p>導についても全国大会に出るチームについては指導しても良いというような割と緩やかな閉庁日という言い方でやっているところが多いと思います。</p> <p>ここでは閉庁日という言葉を使っておりませんが、対外的に学校業務を行わないという言い方で、一部年休を取らずに仕事をする教員がいるということも認めていくというそういう方向性で考えていただけるとよろしいかと思います。</p> <p>ご意見いただきましたように年度当初に保護者によく説明の機会をもって、学校のそれぞれの実情の中で進めていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして（２）総合体育館及び中央体育館駐車場の増設について説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>その他議題（２）総合体育館及び中央体育館駐車場の増設についてご説明申し上げます。</p> <p>総合体育館及び中央体育館駐車場につきましては、土曜日及び日曜日に駐車場が満車状態になることが多く、利用者の皆様にご迷惑をお掛けしておりました。</p> <p>総合体育館につきましては、ディスクゴルフ場となっていた場所及び体育館北側の空き地を、中央体育館につきましては、現在の駐車場に隣接している土地を購入し駐車場として増設いたしました。</p> <p>この増設により、総合体育館では136台、中央体育館では42台の駐車場が増えることとなり、利用者の利便性の向上を図ることができます。</p> <p>利用につきましては、今月下旬より供用開始する予定となっております。</p> <p>なお、増設されました総合体育館の駐車場は、現在第3駐車場までであることからディスクゴルフ場であった場所を第4駐車場、体育館北側の空き地であった場所を第5駐車場として、これからご案内してまいります。</p> <p>以上、その他議題（２）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>総合体育館の第4第5の駐車場ですが、入り口は今までと同じですよ。真っ直ぐに行って体育館の玄関に行く道と、左に曲がって入るところがあると思いますが、あのあたりの道路事情は今までと同じでしょうか。</p>
スポーツ課長	<p>資料をご覧ください。上段が総合体育館になりますが、コンビニが西側にあります。そこから東に向いて上がっていく道が現在もありますが、今は既に通行止めとしておりまして、大きな大会等は侵入を許可しておりますが、今後は常時開放してまいりまして、ここは双方向通行にいたします。</p> <p>左に曲がって第5駐車場に行く道も双方向通行可能とします。いま閉鎖している屋外トイレがございまして、そこから下る細い道は一方通行で下りのみとします。第4駐車場は一方通行でお帰りいただくというものです。</p> <p>現在道路のペイントは済んでいますが、標識は目隠しをしております。</p> <p>完了検査が合格した暁には供用開始する折りに一方通行の標識等を開示していく予定です。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、日程5を終わります。</p>
教育長	<p>教育委員会名義使用として9件提出されています。</p> <p>ご確認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>この他、何か連絡事項はありますか。</p>
生涯学習課長	<p>前回、2月の定例会の終わりに、民法改正に伴う西尾市の成人式のあり方につき</p>

	<p>まして、口頭で、その概要と近隣市町の開催方針の決定状況をご報告させていただきましたが、その後、本日、追加資料としてお配りしました西三河の自治体の開催方針の状況一覧表のとおり、前回の説明以降、新たに安城市が20歳での開催を公表しております。</p> <p>また、公表が未確定となっている自治体につきましても、準備を進め、状況によっては年度内の公表の可能性もあることを確認しておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>つきましては、本日の定例会で委員各位のご意見をいただけるようお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
武内委員	<p>18歳から成人となりますが、岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市と同じように二十歳という考え方で良いと思います。</p> <p>そのかわり、成人式という名称は使えませんので、新たな名前に変更していただくという形で検討していただけると幸いです。</p> <p>家族にも確認したところ、娘が18歳なのですが、式をやめて欲しくないという声もありました。18歳の成人ではなく、やはり二十歳の集いなどがよいと思います。小学校では10歳で2分の1成人式というものもありますので、ぜひ二十歳でこのままの開催がよいという意見です。</p>
尾崎委員	私も同じ考えで、18歳はやはり大学受験や就職準備がありますので、ぜひ二十歳のままで二十歳の集いという形で行った方が良いと思います。
教育長	<p>皆様の意見は二十歳ということで、式典にするのかは今後の検討ということで、二十歳の集いなど催しを行ったらということでもよろしかったでしょうか。</p> <p>この後の総合教育会議の中でも話題として出てくるとおもいますので、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	<p>次回の定例会の予定でございますが、平成31年4月10日水曜日午前10時から、市役所52会議室で予定をされております。</p> <p>ご都合の方は、よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして西尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>